

事務連絡
令和4年6月7日

一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人全国旅行業協会
一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会
一般社団法人日本添乗サービス協会
通訳案内士関係団体
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
一般社団法人全日本ホテル連盟
一般社団法人日本旅館協会
一般社団法人日本ホテル協会 御中

観光庁国際観光課長

本年6月10日以降の旅行業者等を受入責任者とする
添乗員付きパッケージツアーの取扱い等について（要請）

平素より観光行政への推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「水際対策強化に係る新たな措置（29）（令和4年5月26日内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、国土交通省）」に基づき、旅行業者等を受入責任者とする添乗員付きパッケージツアーによる外国人観光客（以下「ツアー参加者」という。）の受入れを、6月10日より開始することといたしました。

本措置により、観光目的の短期滞在での新規入国については、各国・地域からのオミクロン株等の流入リスクを総合的に勘案し、「赤」「黄」「青」の3つに区分されたもののうち、入国時検査を実施せず、入国後の自宅待機を求めないカテゴリーの「青」区分の国・地域から入国するツアー参加者に限定されております。

貴協会等におかれましては、本措置に先立ち、受入責任者となり得る傘下会員又は関係団体等に、別紙について、周知いただきますようお願いします。

なお、「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）については、本日令和4年6月7日に、観光庁から公表いたしました。

本年 6 月 10 日以降の旅行業者等を受入責任者とする添乗員付きパッケージツアーの取扱い等について、以下のとおり、お取り計らいいただきたい。

1. 本書面における用語の定義

- ・旅行業者等：旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 2 条第 1 項に規定する旅行業（第 1 種旅行業、第 2 種旅行業、第 3 種旅行業、地域限定旅行業）を行うもの又は同法第 6 項に規定する旅行サービス手配業を行うものをいう。
- ・添乗員：旅行業法第 12 条の 11 第 1 項に規定する旅程管理主任者に限らず、受入責任者の管理の下で、感染防止対策や緊急時対応等を担う者をいう。
- ・パッケージツアー：あらかじめ決められた行程に沿って行われるものであり、入国から出国までの全行程を通じて、添乗員が同行し、行程管理するものをいう。

2. 受入責任者となる旅行業者等が確認すべき要件

本措置を 6 月 10 日から開始するにあたっては、受入責任者となる旅行業者等は、E R F S（入国者健康確認システム）での申請手続の開始前に、以下の要件に該当することを必ず確認し、確認が出来た場合についてのみ、E R F S の申請及び査証申請の手続を行うこと。この他、別途策定するガイドラインに遵守する必要があることにも留意すること。

（1）ツアーパートナーに求める要件

ツアーパートナーは、本邦への上陸申請日 14 日以内に滞在した国・地域が「青」に区分にされたもののみであること。

（2）パッケージツアーパートナーに求める要件

あらかじめ決められた行程に沿って行われるものであり、入国から出国までの全行程を通じて、添乗員が同行すること。

※以下、パッケージツアーパートナーの例

- ① 国内の旅行業者が企画し、海外の旅行者に対して募集・催行するパッケージツアーパートナーであり、国内の旅行業者を受入責任者とするもの。
- ② 海外の旅行業者等が企画し、海外の旅行者に対して募集・催行するパッケージツアーパートナーであり、海外の旅行業者等と契約して国内の行程管理を行う旅行サービス手配業者を受入責任者とするもの。
- ③ 海外の旅行者が個人で航空券を手配し、海外の旅行業者等が国内の宿泊等を手配した場合であって、受入責任者である旅行サービス手配業者が当該旅行者の全ての行程を把握した上で、入国から出国までの間の国内の行程管理を行うもの。

(3) 添乗員に求める要件

- ① 日本における最新の感染防止対策の考え方及び内容並びにガイドラインについて理解した上で、これらを遵守することが可能であること。
- ② 陽性者発生時を含む緊急時において、国内の医療関係者や自治体等と日本語で円滑にコミュニケーションを取ることが可能であること。なお、緊急時対応等において、受入責任者と十分な連携を図ること。
- ③ あらかじめ定められた行程を実施するために必要な措置（旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第32条各号に規定する旅程管理のための措置に掲げるもの等）を行うこと。

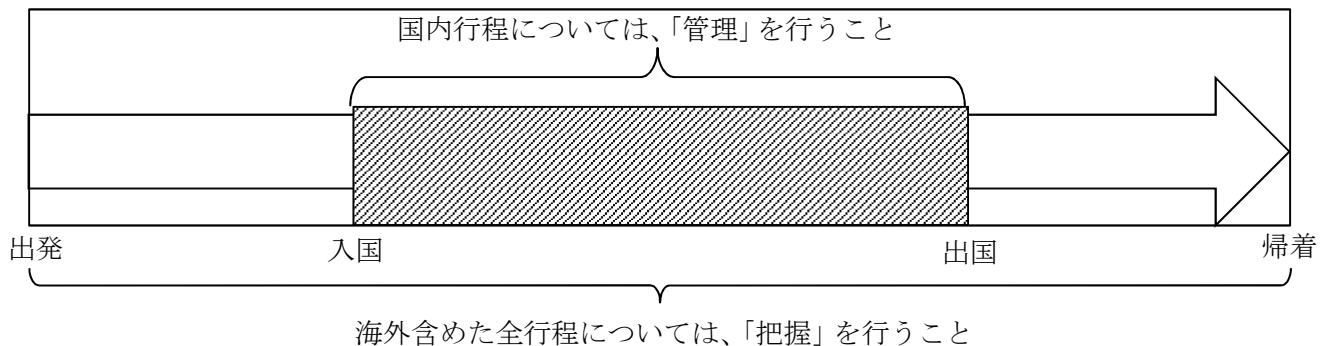
(4) 添乗員の同行に関する考え方

- ① 入国から出国までの全行程を通じて、添乗員が同行し、行程管理を行うことを基本とする。ただし、以下ア～ウのいずれかの場合であって、かつ、以下（i）～（iii）の全ての要件を満たす限りにおいて、パッケージツアーの実施中に添乗員がツアー参加者から一時的に離れることを認めることとする。

- ア. 更衣室や浴場等の、添乗員による感染防止対策の確認が困難な場所である場合
- イ. 屋外アクティビティや自然散策等の、屋外で人との距離（2m以上を目安）が継続的に確保できる場合
- ウ. 屋内で距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない状況が継続する場合

- （i）直前に、添乗員がツアー参加者に対して、感染防止対策等の遵守に関して必要な注意喚起を行うこと。
 - （ii）ツアー参加者と添乗員とが相互に連絡を取ることが可能な状況であること。
 - （iii）添乗員が、ツアー参加者の状況を、一定頻度で確認し得る範囲内の距離の場所にいること。
- ② 海外から同行する添乗員についても、上記（3）及び（4）①の要件を満たす限りにおいて、これを認めることとする。なお、外国人添乗員の査証については、水際対策強化に係る新たな措置（27）（令和4年2月24日内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省）に基づき、商用・就労等の目的の短期間の滞在（3月以下）の新規入国となる。

＜受入責任者及び添乗員による行程の把握及び管理の範囲について＞



3. 受入責任者となる旅行業者等が行うべき新たな入国手続き

外国人の新規入国申請を行う際に、受入責任者は、E R F Sで入国手続きを申請するためのIDを取得する必要がある。6月10日から観光目的での入国に係る手続きを行うにあたっては、6月10日以前に当該IDを取得済みの旅行業者等も含め、全ての旅行業者等が、新規でE R F SのIDを取得しなければならない。

その際、通常の申請項目に加えて、旅行業又は旅行サービス手配業の登録番号の入力と、登録通知書のアップロードが必要となる。

4. ガイドラインの遵守

受入責任者は、ガイドラインについて、内容を十分に理解し、遵守するとともに、ツアーパートナーに対してもその内容について遵守させなければならない。

【添付資料】

別紙1 「外国人観光客受入れ対応に関するガイドライン」（令和4年6月7日観光庁）

別紙2 訪日旅行出発までの流れ

別紙3 水際措置の見直しについて（令和4年5月26日内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、国土交通省）

別紙4 水際対策強化に係る新たな措置（29）（外国人観光客の入国情況の見直し）（令和4年5月26日内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、国土交通省）